

給与を支払っている方へ

令和6年度 年末調整指導会のご案内

専従者や従業員に対して給与・賞与の支払いをする事業主の方は
年末調整を行い、源泉所得税及び復興特別所得税を納めなくてはなりません。

■必要書類 (コピーを提出する、または控えを手元に保管する場合は予めご自身でコピーをお願いします)

- ① 令和6年分所得税源泉徴収簿 ② 源泉所得税及び復興特別所得税の納付書



税務署からは送付されません
(必要な方は事務所まで受取り
にいらしてください)

税務署から送付

⚠ 税額 0 円でも
納付書は提出

- ⑤ 事業主の本人確認書類
(マイナンバーカードが免許証+住民票の写しなどのコピー)

控除を受けるために必要な書類

- ⑥ 令和6年分・令和7年分扶養控除等(異動)申告書
⑦ 基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼
年末調整に係る定額減税のための申告書兼
所得金額調整控除申告書
⑧ 保険料控除申告書
⑨ ⑧の各種控除証明書
(生命保険料、地震保険料等)
⑩ 源泉徴収に係る定額減税のための申告書兼
年末調整に係る定額減税のための申告書
(⑥に記載されていない扶養親族がいる場合)

- ⑪ 各人別控除事績簿

定額減税による提出書類・記入内容の変更点

基本的な手順は前年と同様ですが、定額減税を受けて下記が変更になります。

源泉徴収簿

差引課税給与所得金額(①-②)及び算出所得税額	170,000	②	8,500
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額		③	
年調所得税額(②-③、マイナスの場合は0)	8,500	④	8,500
年調減税額	④-2	30,000	
年調減税控除後の年調所得税額(④-「④-2」、マイナスの場合は0)	④-3		
控除外額(④-「④-2」がマイナスの場合に記載)	④-4	21,500	
年調年税額(「④-3」×102.1%)			
差引超過額又は不足額(⑤-⑥)			
本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額			
超過額			
未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額			
差引運付する金額(⑤-⑥-⑦)			
以上の清算			
本年中に運付する金額			

こちらは令和7年分
源泉徴収簿の裏面に
対応様式があります。

④-2に年調減税額
を記入します

④-3に年調所得税額④欄
の金額から④-2を控除し
た残額を記入します

④欄から④-2を控除、控
除しきれない金額を記入
します。控除しきれたら
空欄で構いません。

記載例:
月10万円、
年間120万円の給与
扶養なし

給与支払報告書

給与支払報告書 (個人別明細書)

横浜市緑区〇〇〇〇

山本 太郎

給料	1,200,000	650,000	480,000	0
----	-----------	---------	---------	---

源泉徴収時所得税減税控除済額 8,500 円、控除外額 21,500 円

(摘要)欄に、実際に控
除した年調減税額を
「源泉徴収時所得税減税
控除額 X X X 円」と記入
します

控除しきれず残った金額
がある場合は、「控除外
額 X X X 円」と記入します。

年末調整がよくわかる



年末調整に役立つ情報は国税庁のこ
ちらのページへ！ 年末調整における定額
減税に関する情報もあわせてチェック！

総括表・給与支払報告書について

令和7年1月1日現在で専従者・従業員が居
住する市区町村に提出します

提出期限 令和7年1月31日(金)

*名古屋市場合は居住する区役所に送ら
ず、下記へ送付してください

名古屋市個人市民税特別徴収センター

郵便番号：460-8201
名古屋市中区丸の内三丁目10番4号

◎年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限

→ 令和7年1月10日(金)

◎年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限 (納期の特例の適用がある場合)

→ 令和7年1月20日(月)

◎給与所得の源泉徴収票などの法定調書の提出期限

→ 令和7年1月31日(金)

日時・場所		○会場責任者 ☆指導員	□→事務局員
1月7日(火)	午前	○加藤 浩子 ☆伊藤 英司 □高柳みどり	□松原正門 □吉田友香
	午後	○杉浦 芳親 ☆加藤 友美 □高柳みどり	□松原正門 □吉田友香
1月8日(水)	午前	○長江 さち子 ☆中村 昌代 □高柳みどり	□松原正門 □吉田友香
	午後	○田中 俊範 ☆長谷川裕子 □高柳みどり	□松原正門 □吉田友香
1月9日(金)	午前	○鈴木 通夫 ☆長江 厚子 □高柳みどり	□松原正門 □吉田友香
	午後	☆加藤 正利 ☆磯村 りか □高柳みどり	□松原正門 □吉田友香

※今回の会場は青色申告会事務局と尾張旭市中央公民館となります。ご注意ください。

《 午前 9時15分～11時30分 ・ 午後 1時15分～3時30分 》

終了時間30分前までくらいには会場にお越し下さるようご協力をお願いします

《 事務局冬期休業について 》

令和6年12月28日(土)

～翌年1月5日(日)

6日(月)9:00～ 通常営業

事務局における確定申告の指導は1月中旬より開始します(要予約・有料)

《 年末調整のしかたは送ってきません 》

令和4年に見直しがあり、詳細資料の送付は廃止となり、要点を捉えたリーフレットと納付書が11月頃に税務署より届きます。

後の必要な書類は事務局で用意します。お手数ですが、事前に事務局まで取りにきてください。上記の指導会の会場にも準備します。

会場へ持参するもの

- ① 令和5年分・令和6年分所得税の源泉徴収簿(1人別源泉徴収簿)、納付書の控
- ② 各人別控除事績簿(定額減税の管理事績簿)
- ③ 源泉所得税の納付書(税務署より送付済み)
- ④ 扶養控除等申告書… 従業員本人及びその扶養親族の氏名・生年月日・マイナンバーを記入
- ⑤ 保険料控除申告書… 保険料の控除証明書等を基に従業員の生命保険、地震保険等、国民年金の控除証明書及び国民健康保険の金額を記入
- ⑥ 基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書
- ⑦ 給与支払報告書、総括表:市区町村より届いている方はご持参下さい。
- ⑧ 各種控除証明書(従業員、専従者分)
 - ・国民健康保険は支払額の集計をお願いいたします。
 - ・社会保険料控除証明書:国民年金・国民年金基金(11月上旬に届きます)
 - ・生命保険、個人年金、介護医療保険、地震保険、小規模企業共済掛金等の控除証明書等
- ⑨ 事業主のマイナンバーカード、またはマイナンバーが確認できる通知カードのコピー2部

確定申告指導会の日程について 各会場 午前9時15分～11時30分 午後1時15分～3時30分

令和7年2月10日・12日 青色申告会事務局

令和7年2月17日・19日 尾張旭市東部市民センター

例年同様、税理士の無料相談が受けられますので、ご活用ください



瀬戸・旭青色申告会

TEL : 84-0048 FAX : 83-8678

メール setoasahi-aosin@aquamarine.bforth.com

ホームページ <https://setoasahikai.com/>